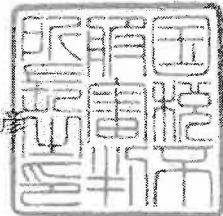


裁 決 書

大裁(諸)令 6 第 5 号

令和 6 年 7 月 24 日

国税不服審判所長 清野 正彦



審査請求人

所 在 地

[REDACTED]

名 称

[REDACTED]

代 表 者

[REDACTED]

原処分庁

[REDACTED]

原 処 分

令和 5 年 2 月 27 日付でされた令和 2 年 10 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日まで、令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで、令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 6 月 30 日まで、令和 3 年 7 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日まで及び令和 3 年 10 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの各課税期間の消費税及び地方消費税の各更正処分並びに過少申告加算税の各賦課決定処分

上記審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

審査請求をいずれも棄却する。

理 由

1 事実

(1) 事案の概要

本件は、審査請求人（以下「請求人」という。）が、①輸出物品販売場において、非居住者に対する輸出物品であるとする時計を譲渡したとして、当該譲渡について消費税等が免除され、また、②時計の仕入れについて仕入税額控除が適用されるとして、消費税等の還付申告をしたところ、原処分庁が、①当該譲渡は消費税等が免除される譲渡に該当せず、また、②当該仕入れについて、帳簿等に記載された者は真実の仕入先ではなく仕入税額控除を適用できないとして、消費税等の更正処分等をしたのに対し、請求人が、原処分の一部の取消しを求めた事案である。

(2) 関係法令等

関係法令等は、別紙1のとおりである。

なお、別紙1で定義した略語については、以下、本文でも使用する。

(3) 基礎事実

当審判所の調査及び審理の結果によれば、以下の事実が認められる。

なお、以下では、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の課税期間について、その個別の終了年月をもって「令和2年12月課税期間」などという。

イ 請求人について

(イ) 請求人は、[REDACTED]に設立された法人で、時計、宝石、貴金属、バッグ等の買取り、販売及び輸出入などを事業目的としている。また、請求人の代表取締役は、設立以降、[REDACTED]（以下「本件代表者」という。）が務めている。

(ロ) 請求人は、[REDACTED]から、ホームページを利用した古物取引を含む古物営業の許可を受けている。

(ハ) 請求人は、令和元年12月16日、適用開始日を令和2年1月1日として課税期間を3月ごとの期間に短縮する旨の消費税課税期間特例選択届出書を原処分庁に提出した。

口 [REDACTED] について
[REDACTED] (以下「[REDACTED]」という。) は [REDACTED]
[REDACTED] に所在し、令和 2 年 7 月 7 日付で、
消費税法第 8 条第 6 項に規定する輸出物品販売場の許可を受けている。

ハ [REDACTED] における免税譲渡について

- (イ) 請求人は、[REDACTED] において、免税譲渡の際には、[REDACTED] に置かれているタブレット端末を国税庁が運用する免税販売管理システムに接続し、購入記録情報をデータで送信することとしている。また、[REDACTED] では、販売日、販売担当者、販売した時計の情報等を「免税販売詳細」という名称の書類（以下、単に「免税販売詳細」という。）に記載し、購入者から提示された旅券等の写しを添付して、[REDACTED] (以下「[REDACTED]」という。) に送付している。
- (ロ) 請求人は、令和 3 年 10 月 9 日、[REDACTED] において、免税譲渡の対象である売上げとして、時計 2 点を合計 9,232,727 円で譲渡した（以下「本件譲渡①」という。）。その際、請求人は、免税販売詳細を作成し、当該書類に [REDACTED] (以下「本件購入者①」という。) の旅券の写しを添付し、保管していた。
- (ハ) 請求人は、令和 3 年 11 月 6 日、[REDACTED] において、免税譲渡の対象である売上げとして、時計 2 点を合計 9,778,182 円で譲渡した（以下「本件譲渡②」といい、本件譲渡①と併せて「本件各譲渡」という。）。その際、請求人は、免税販売詳細を作成し、当該書類に [REDACTED] (以下「本件購入者②」という。) の旅券の写しを添付し、保管していた。

ニ [REDACTED] における時計の買取りについて

- (イ) 来店した者が持参した時計の買取りを行う際には、[REDACTED] では、買取申込者に、その氏名、住所、電話番号等を「[REDACTED]」 (以下「買取申込書」という。) に記載させ、また、買取申込者から、在留カード、旅券、運転免許証、健康保険証等の本人確認書類の提示を受け、写しを取っている。買い取った時計並びに買取申込者が記入した買取申込書及び本人確認書類の写しについては、全て [REDACTED] に送付している。
- (ロ) 請求人は、令和 2 年 12 月課税期間、令和 3 年 3 月課税期間、令和 3 年 6 月課

税期間、令和3年9月課税期間及び令和3年12月課税期間の各課税期間（以下、これらの各課税期間を併せて「本件各課税期間」という。）について、上記(イ)の買取りに係る買取申込書を本人確認書類の写しとともに保存していた。買取申込書には、上記(イ)の買取申込者の氏名、住所、電話番号に加え、買取申込みの年月日、買取りを申し込む商品の内容、金額が記載され、さらに、伝票番号が記載されていた。

(ハ) 請求人は、本件各課税期間について、仕入明細表及び税区分別売上仕入合計表を作成した上で、これらに基づき総勘定元帳を作成し、これらを保存していた。仕入明細表には、上記(イ)の買取りについて、買取りが行われた年月日、買取った商品の内容、買取金額が記載されていた。また、仕入明細表には、買取りの相手方の氏名又は名称は記載されていなかったものの、上記(ロ)の伝票番号が記載されていた。

(4) 審査請求に至る経緯について

イ 請求人は、原処分庁に対し、本件各課税期間の消費税等について、別表1の「確定申告」欄のとおり記載した各確定申告書を、それぞれ法定申告期限内に提出した。

ロ 原処分庁及び[]に所属する各調査担当者（以下「本件調査担当者」という。）は、令和3年11月30日、請求人に対する令和2年12月課税期間から令和3年6月課税期間までの消費税等に係る調査を開始し、令和4年3月3日、令和3年9月課税期間及び同年12月課税期間の消費税等も調査対象に追加した（以下、本件各課税期間に係る調査を「本件調査」という。）。

ハ 原処分庁は、本件調査に基づき、令和5年2月27日付で、別表1の「更正処分等」欄に記載のとおり、本件各課税期間の消費税等の各更正処分（以下「本件各更正処分」という。）及び過少申告加算税の各賦課決定処分（以下「本件各賦課決定処分」といい、本件各更正処分と併せて「本件各更正処分等」という。）をした。

(イ) 本件各更正処分は、要旨、以下のA及びBを理由とするものであった。

A 消費税法第8条第1項の規定に基づき消費税等が免除されるとしていた本件各譲渡について、本件譲渡①は、本件購入者①が当該譲渡の日において日本国内に滞在していないことから、本件購入者①に対して譲渡したものとは

認められず、消費税法施行令第18条第2項第1号に規定する方法による譲渡とは認められないこと、及び本件譲渡②は、本件購入者②が居住者である配偶者と同居しその生計費を専ら配偶者が負担していることから居住者と認められるため、外為法第6条第1項第6号に規定する非居住者とは認められないことから、いずれも消費税法第8条第1項の規定が適用されないこと。

B 別表2-1から別表2-5までの「仕入先氏名」欄に記載の者については、買取申込書に真実の取引の相手方の氏名が記載されておらず、総勘定元帳も真実の記載に基づき作成されたものではないため、消費税法第30条第8項第1号イに規定する帳簿及び同条第9項第1号イに規定する請求書等の保存要件を具備していないと認められることから、別表2-1から別表2-5までの「仕入金額」欄に記載した金額に係る各仕入れ（以下「本件各仕入れ」という。）については、同条第7項の規定により同条第1項の適用はなく、仕入税額控除の計算をするに当たって、これを課税仕入れに係る支払対価の額に含めて計算するべきではないこと。

(ロ) 本件各更正処分に係る通知書には、本件各課税期間ごとに、本件各仕入れの内訳として、別表2-1から別表2-5までに対応する表が添付されていた（以下、別表2-1から別表2-5までの「仕入先氏名」欄に記載の者を「本件各買取申込者」、本件各仕入れに係る本件各買取申込者の氏名が記載された各買取申込書を「本件各買取申込書」といい、仕入明細表のうち、本件各仕入れに関する記載部分を「本件帳簿」という。さらに、本件各買取申込書と本件帳簿を併せて、「本件帳簿等」という。）。

ニ 請求人は、本件各更正処分等の一部を不服として、令和5年5月16日に別表1の「再調査の請求」欄のとおり再調査の請求をしたところ、再調査審理庁は、同年8月24日付で、別表1の「再調査決定」欄のとおり棄却の再調査決定をした。

ホ 請求人は、令和5年9月13日に、再調査決定を経た後の本件各更正処分等の一部に不服があるとして、審査請求をした。

2 争点

- (1) 本件各譲渡は、消費税法第8条第1項に規定する免税譲渡に該当するか否か（争点1）。
- (2) 本件各仕入れは、請求人が消費税法第30条第7項に規定する帳簿等を保存しない場

合に該当するか否か（争点2）。

3 争点についての主張

（1）争点1（本件各譲渡は、消費税法第8条第1項に規定する免税譲渡に該当するか。）について

請求人	原処分庁
<p>本件各譲渡は、次のとおり、消費税法第8条第1項に規定する免税譲渡に該当する。</p> <p>イ 本件譲渡①について</p> <p>請求人は、本件譲渡①の際、本件購入者①が提示した旅券により、入国から6か月経過していないことを確認しているのであるから、本件譲渡①の相手方は、非居住者である本件購入者①である。よって、本件譲渡①は、免税譲渡に該当する。</p>	<p>本件各譲渡は、次のとおり、消費税法第8条第1項に規定する免税譲渡に該当しない。</p> <p>イ 本件譲渡①について</p> <p>本件購入者①は、令和元年8月5日に日本を出国して以降日本に入国していないことから、令和3年10月9日に日本において時計を購入することは不可能であり、本件譲渡①の相手方は、本件購入者①以外の別の者であると認められる。</p> <p>消費税法第8条第1項に規定する免税譲渡は、消費税法施行令第18条第2項に規定する方法により購入されるものでなければならないところ、同項は、免税物品の購入者と提示された旅券等の名義人が同一の者であることを要求している。本件譲渡①の相手方は、自身の旅券ではなく本件購入者①の旅券を請求人に提示していることから、本件譲渡①は、消費税法施行令第18条第2項に規定する方法により購入されたものではなく、免税譲渡に該当しない。</p>

請求人	原処分庁
<p>ロ 本件譲渡②について</p> <p>請求人は、本件譲渡②の際、本件購入者②が提示した旅券により、入国から6か月経過していないこと及び当該旅券に資格外活動許可のシールが貼られていなかったことを確認しているのであるから、本件購入者②は非居住者に該当する。よって、本件譲渡②は、免税譲渡に該当する。</p> <p>資格外活動許可のシールの確認については、全国免税店協会が作成する「在留資格等に関する免税販売可否ガイドライン 〈2019年11月版〉」（以下「ガイドライン」といい、ガイドラインの内容は別紙2のとおりである。）に記載されている「資格外活動許可を受けていないことの確認方法」に基づき行ったものである。</p>	<p>ロ 本件譲渡②について</p> <p>本件購入者②は、家族滞在の在留資格で入国後、本件購入者②の夫の被扶養配偶者として、職に就くことなく家事に専念し夫と共に生活していることから、本件購入者②の生計費は専ら夫に負担されている場合に該当する。</p> <p>よって、本件通達の1の(3)の定めにより、本件購入者②の居住性の判定については、本件購入者②の夫の居住性に従い判定することになるところ、本件購入者②の夫は日本国内の事業所で勤務しているため、本件通達の1の(2)のイの定めにより、居住者として取り扱われることから、本件購入者②についても居住者に該当する。</p> <p>したがって、本件譲渡②は、非居住者に対する譲渡に当たらず、免税譲渡に該当しない。</p>
<p>ハ やむを得ない事情について</p> <p>(イ) 仮に、本件譲渡①の相手方が、本件購入者①以外の別の者であったとしても、上記イのとおり、請求人は、本件譲渡①の相手方が提示した旅券により、本人であることを確認している。旅券に不審な点はなく、仮に偽造旅券であったとしても、本件譲渡①の時には確認のしようがな</p>	<p>ハ やむを得ない事情について</p> <p>(イ) 仮に、取引時において事業者が、免税対象物品の購入者と旅券等の名義人の同一確認を十分に行い、また、購入者が居住者であると認識できなかったとしても、消費税法上、当該事業者を保護する規定は定められていない。</p> <p>(ロ) 本件購入者②は、本件譲渡②の</p>

請求人	原処分庁
<p>い。請求人は、本件譲渡①の相手方が、非居住者である本件購入者①であると信じて本件譲渡①を行った。</p> <p>(ロ) 仮に、本件譲渡②が非居住者に対する譲渡に当たらないとしても、上記ロのとおり、請求人は、ガイドラインに記載された方法に従い、本件購入者②が提示した旅券により、同人が非居住者であることを確認している。請求人は、本件購入者②が非居住者であると信じて本件譲渡②を行った。</p> <p>(ハ) さらに、[]においては、上記(イ)及び(ロ)の本人確認に加え、免税譲渡可否の判定が難しい場合には、その都度税務署に電話で確認し、免税譲渡可否のチェックを慎重に行っていた。</p> <p>(ニ) 以上からすれば、本件各譲渡により購入した者を非居住者であると信じた請求人に責任はないことから、消費税法第8条第2項ただし書のやむを得ない事情があるものとして、本件各譲渡は免税譲渡と扱うべきである。</p>	<p>際、免税譲渡についての説明を受けている旨申述していることなどからすると、[]においては、輸出物品販売場として適切に免税手続に係る確認義務を履行していなかったと推測できる。</p> <p>(ハ) 本件譲渡②について、資格外活動許可のシールの貼付の有無を確認することは、居住者に該当する判断基準の一つである日本国内の事務所で勤務する者であるかを確認する手段であり、それだけでは居住性の確認は不十分である。</p> <p>(ニ) 本件各譲渡は、上記イ及びロのとおり、免税譲渡には該当せず、消費税法第8条第1項は適用されないとから、同項の規定の適用を前提とした同条第2項ただし書は適用されない。</p>

(2) 争点2（本件各仕入れは、請求人が消費税法第30条第7項に規定する帳簿等を保存しない場合に該当するか否か。）について

原処分庁	請求人
<p>本件帳簿等は、以下のとおり、消費税法第30条第7項に規定する帳簿等に該当しない。よって、本件各仕入れは、請求人が消費税法第30条第7項に規定する帳簿等を保存しない場合に該当する。</p> <p>イ 本件各買取申込書には、請求人に時計の買取りを申し出た者として本件各買取申込者が記載されている。</p> <p>しかし、本件各買取申込者は、本件調査担当者に対し、本件各買取申込書に記載された時計について、本件各買取申込者が請求人に売却したものではない旨、第三者のために、本件各買取申込者の在留カード等の本人確認書類を請求人に提示し、本件各買取申込書に本件各買取申込者の個人情報を記入して署名をすること（以下、これらの行為を「本件署名等」という。）により対価を得るというアルバイトに参加した旨申述している。</p> <p>上記の本件各買取申込者の申述は具体的であり、その申述内容が客観的な証拠により裏付けられていることから信用性がある。</p> <p>したがって、本件各買取申込者は、本件署名等をしていたにすぎないから、本件各仕入れに係る真実の仕入先とは認められない。</p>	<p>本件帳簿等は、以下のとおり、消費税法第30条第7項に規定する帳簿等に該当する。よって、本件各仕入れは、請求人が消費税法第30条第7項に規定する帳簿等を保存しない場合に該当しない。</p> <p>イ 原処分庁は、本件各買取申込者が、自分が所有していた時計を売却したのではない旨申述したとして、本件各買取申込者は真実の仕入先と認められないとしているが、当該申述は以下の理由により信用できない。</p> <p>(イ) 本件各買取申込者が時計を譲渡した場合は、譲渡した年分に係る所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」という。）の確定申告が必要であるから、本件各買取申込者は、自らの所得税等の課税を免れるために、自分は売却していない旨申述している。</p> <p>(ロ) 本件各買取申込者の申述の中には、事実に反した申述があるにもかかわらず、本件調査担当者は、積極的に本件各買取申込者の申述内容を精査及び追及していない。</p> <p>(ハ) 請求人は、時計を持ち込まれれば、買取申込者が所有するものか確認をして時計を買い取るだけであり、請求人に買取申込者の名前を</p>

原処分庁	請求人
<p>口 請求人は、本件各買取申込者が無権利者であったとしても、本件各買取申込者から時計を即時取得（民法第192条《即時取得》）できるため、本件各買取申込者が本件各仕入れに係る真実の仕入先であると主張する。しかしながら、本件各仕入れに係る真実の仕入先是、本件各買取申込者に買取りを依頼した第三者であり、請求人は、当該第三者から時計を仕入れているのであるから、即時取得の成否は問題にならない。</p>	<p>偽って帳簿等に記載しなければならない事情はない。</p> <p>口 請求人は、相対取引で本件各買取申込者から時計を買い取っている。民法第192条の規定によれば、取引行為によって、平穏かつ公然と動産の占有を始めた者が、善意無過失であるときは、即時にその動産について行使する権利を取得する（即時取得）とされているから、仮に本件各買取申込者が無権利者であったとしても、請求人が本件各買取申込者から時計を受け取ったときに当該時計の所有権が請求人に移転したことになる。</p> <p>そうすると、本件各買取申込者が課税仕入れの相手方ということになるから、請求人は、課税仕入れの相手方である本件各買取申込者が作成した本件各買取申込書を保存し、課税仕入れの相手方を帳簿に記載していることになる。</p>
<p>ハ [] の店員は、社会通念上要求されるところの注意義務の範囲内で、本件各買取申込者が真実の仕入先ではないと相当程度疑われる状況であることを十分認識し得る状況にあったにもかかわらず、本件各買取申込者が真の仕入先であるかの確認を怠っていた。</p>	<p>ハ [] の店員は、時計の買取りに当たり、持ち込まれた時計は当該買取申込者が所有するものであることを口頭で確認し、その上で時計を査定し、買取金額を提示している。買取金額が決まれば、買取申込者に対して買取申込書に署名させるとともに、本人確認書</p>

原処分庁	請求人
<p>ニ 請求人は、原処分庁が真の所有者の立証責任を負う旨主張するが、仕入税額控除の適否を判断するに当たっては、帳簿等に真実の仕入先の氏名又は名称等が記載されていないことが立証されていれば十分なのであって、原処分庁が真の所有者の氏名等を特定しないことによって本件各買取申込者が所有者であると推認されるなどといった推定規定も経験則もない。</p> <p>ホ 以上のことから、本件各買取申込者は真実の仕入先とは認められない。そうすると、本件各買取申込書は、真実の仕入先の氏名が記載されておらず、消費税法第30条第9項に規定する請求書等の記載事項が満たされていない。また、本件各買取申込書に基づき作成された本件帳簿は、消費税法第30条第</p>	<p>類である旅券等の写しを提出させていた。したがって、請求人は、本件各買取申込者が真の権利者であるかの確認を行っていた。</p> <p>ニ 本件各買取申込書に記載された者が課税仕入れの相手方ではないというならば、本件各仕入れに係る商品が本件各買取申込者の所有物ではないことを、原処分庁が本件各買取申込者の申述のみによらず、証明するべきである。原処分庁が多数の買取申込者を調査して、一人も「課税仕入れの相手方」を申述していないということは、原処分庁のいう本件各買取申込者以外の課税仕入れの相手方はいないのである。原処分庁が本件各仕入れに係る商品の真の所有者の氏名等を証明できないのであるから、本件各買取申込書に記載された者が当該商品の所有者であると断定できる。</p> <p>ホ 以上のことから、本件各買取申込者は、本件各仕入れに係る課税仕入れの相手方である。したがって、本件各買取申込書は、課税仕入れの相手方の氏名が記載されており、消費税法第30条第9項に規定する請求書等の記載事項を満たす。また、本件各買取申込書に基づき作成された本件帳簿は、消費税</p>

原処分庁	請求人
8項に規定する帳簿とは認められない。よって、本件帳簿等は、消費税法第30条第7項に規定する帳簿等に該当しない。	法第30条第8項に規定する帳簿である。よって、本件帳簿等は、消費税法第30条第7項に規定する帳簿等に該当する。

4 当審判所の判断

(1) 争点1（本件各譲渡は、消費税法第8条第1項に規定する免税譲渡に該当するか否か。）について

イ 法令解釈

(イ) 消費税法第8条第1項は、輸出物品販売場を経営する事業者が、外為法第6条第1項第6号に規定する非居住者に対し、政令で規定する物品で輸出するため政令で規定する方法により購入されるものの譲渡を行った場合には、当該物品の譲渡（免税譲渡）については、消費税を免除する旨を規定し、非居住者が輸出するために購入した物品について、一定の要件の下で消費税を免除することとしているが、その趣旨は、輸出物品販売場で物品を購入した非居住者が最終的に輸出することを前提とした譲渡については、その実質が輸出取引と何ら変わることろがないため、輸出取引と同様に消費税を免除しようとしたことにある。

そして、消費税法施行令第18条第2項第1号は、消費税法第8条第1項に規定する政令で規定する方法の一つとして、非居住者が、「その所持する旅券等」を事業者に提示することなどを規定しているところ、その趣旨は、非居住者が輸出するために購入する物品のみが消費税の免税の対象となることを担保しようとしたことにある。

上記の消費税法施行令第18条第2項第1号の趣旨からすれば、同号の「その所持する旅券等」とは、輸出物品販売場で物品を購入した非居住者自身の旅券等であることが当然に要求されていると解するべきである。

(ロ) 上記(イ)のとおり、消費税法第8条第1項に規定する免税譲渡は、外為法第6条第1項第6号に規定する非居住者に対する譲渡であることを要件としているところ、同項第5号は、居住者とは本邦内に住所又は居所を有する自然人及び本邦内に主たる事務所を有する法人をいう旨、同項第6号は、非居住者とは、

居住者以外の自然人及び法人をいう旨規定し、本件通達は、個人の居住性の判定が困難である場合の取扱いについて定めている。

外為法第6条第1項第5号及び同項第6号の趣旨は、外為法が内外の資金の出入りを管理又は調整しつつ、国際収支の均衡の維持及び通貨の安定を図ることを法の目的としていることに鑑み、居住者の範囲を日本の経済圏の領域内において経済活動を営んでいるか否かによって判断することにあると解される。

本件通達は、家族の居住性について、当該家族と同居し、かつ生計費を専ら負担している者の居住性に従うものとし（本件通達の1の(3)）、また、本邦内にある事務所に勤務する者及び本邦に入国後6か月以上経過するに至った者について、その住所又は居所を本邦内に有するものと推定する（本件通達の1の(2)のイ）旨定めているところ、当該取扱いは、上記の外為法第6条第1項第6号及び上記(イ)の消費税法第8条第1項の趣旨に沿うものであるから、当審判所においても相当と認められる。

口 認定事実

原処分関係資料並びに当審判所の調査及び審理の結果によれば、以下の事実が認められる。

(イ) 本件購入者①は、[REDACTED]であり、平成28年8月5日に日本に入国したが、令和元年8月5日に日本を出国し、少なくとも本件調査の開始日（令和3年11月30日）までの間、日本に入国していない。

(ロ) 本件購入者②は、[REDACTED]であり、在留資格を家族滞在として、令和3年10月21日に日本に入国した。入国後は働いておらず、夫と同居し、その生計費は夫が負担している。また、本件購入者②の夫は、[REDACTED]であり、本件譲渡②の時点（令和3年11月6日）において、日本に入国後6か月以上経過し、日本国内の事業所に勤務している。

ハ 検討

(イ) 本件譲渡①について

本件購入者①は、上記ロの(イ)のとおり、令和元年8月5日に日本を出国し、同日以降日本に入国していないことから、上記1の(3)のハの(ロ)のとおり、令和3年10月9日に[REDACTED]において時計を購入する（本件譲渡①）ことはできず、同日、[REDACTED]において時計を購入した本件譲渡①の相手方は、本件購入者①と

は別の者であると認められる。そうすると、本件譲渡①は、本件譲渡①の真実の相手方が、自身の旅券ではなく、別人である本件購入者①の旅券を請求人に提示して行った譲渡である。したがって、本件譲渡①は、消費税法施行令第18条第2項に規定する方法（非居住者が「その所持する旅券等」を事業者に提示すること）により購入されるものの譲渡には該当しないことから、消費税法第8条第1項に規定する免税譲渡に該当しない。

(ロ) 本件譲渡②について

本件購入者②は、上記ロの(ロ)のとおり、外国人であるところ、夫と同居し、かつ、その生計費は夫が負担していることから、本件通達の1の(3)の定めにより、その居住性は夫の居住性で判断することになる。そして、上記ロの(ロ)のとおり、本件購入者②の夫は外国人であるが、日本国内の事業所に勤務している上に、日本に入国後6か月以上経過していることから、本件通達の1の(2)のイの定めにより、その住所又は居所を日本国内に有するものと推定され、当該推定を覆す事情も見当たらないことからすれば、外為法第6条第1項第5号の居住者となり、本件購入者②も、同号の居住者となって、同項第6号の非居住者とは認められない。そうすると、本件譲渡②は、非居住者に対する譲渡とは認められず、消費税法第8条第1項に規定する免税譲渡に該当しない。

二 請求人の主張について

請求人は、上記3の(1)の「請求人」欄のハのとおり、①本件各譲渡の際、本件各譲渡の相手方が提示した旅券により、本件各譲渡の相手方が旅券の名義人本人であり、非居住者であることを確認しており、本件各譲渡の相手方が非居住者であると信じていたこと（同(イ)及び(ロ)）、②■においては、上記①の本人確認に加えて、税務署に電話で確認し、免税譲渡可否のチェックを慎重に行っていましたことからすれば（同(ハ)）、本件各譲渡の各購入者を非居住者であると信じた請求人に責任はなく、消費税法第8条第2項ただし書のやむを得ない事情がある旨主張する。

しかしながら、消費税法第8条第2項は、同条第1項に規定する免税譲渡をした輸出物品販売場を経営する事業者が、非居住者によって同項に規定する方法により購入されたことを証する書類又は電磁的記録を保存しない場合には、同項の消費税の免除を受けることができない旨規定し、同条第2項ただし書は、当該書

類又は電磁的記録が保存されていない場合であっても、災害その他やむを得ない事情により当該書類又は電磁的記録を保存できなかったことを当該事業者において証明した場合には、同条第1項の消費税の免除を受けることができる旨の規定である。そうすると、同条第2項ただし書の規定が適用されるのは、同条第1項に規定する免税譲渡がされた場合であるところ、上記ハで説示したとおり、そもそも本件各譲渡は同条第1項に規定する免税譲渡に該当しないのであるから、本件各譲渡について同条第2項ただし書の規定が適用される余地はない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

(2) 争点2（本件各仕入れは、請求人が消費税法第30条第7項に規定する帳簿等を保存しない場合に該当するか否か。）について

イ 法令解釈

消費税法第30条第7項は、仕入税額控除に係る帳簿等が税務職員による検査の対象となり得ることを前提にして、事業者が、国内において行った課税仕入れに關し、同条第8項第1号所定の事項が記載されている帳簿を保存している場合及び同条第9項第1号所定の書類で同号所定の事項が記載されている請求書等を保存している場合において、税務職員がこれらの帳簿等を検査することにより課税仕入れの事実を調査することが可能であるときに限り、仕入税額控除を適用することができることを明らかにするものであると解される。そして、事業者が消費税法第30条第7項に規定する帳簿等を保存していない場合には同条第1項の規定が適用されないことになるが、このような法的不利益が特に定められたのは、資産の譲渡等が連鎖的に行われる中で、広く、かつ、薄く資産の譲渡等に課税するという消費税により適正な税収を確保するには、当該帳簿等という確実な資料を保存させが必要不可欠であると判断されたためである（最高裁平成16年12月16日第一小法廷判決・民集58巻9号2458頁参照）。

また、上記のような消費税法第30条第7項の規定の趣旨からすれば、帳簿等に記載されるべき事項は真実の記載であることが当然に要求されているというべきであり、事業者がその要件を具備した帳簿等を保存していない場合には、当該課税仕入れに係る消費税額について同条第1項の規定を適用して仕入税額控除をすることはできないと解するのが相当である。

ロ 認定事実

請求人提出資料、原処分関係資料並びに当審判所の調査及び審理の結果によれば、以下の事実が認められる。

(イ) 本件各課税期間において、本件各買取申込書上、本件各買取申込者名義で請求人に対し時計を売却したとする回数、商品点数及び金額の合計額は別表3のとおりである。

なお、別表2-5の順号6の取引については、令和3年12月課税期間に係る消費税等の更正処分の通知書において、計上日付を「令和3年10月28日」、消費税込みの仕入金額を「5,200,000円」と記載しているが、当該取引に係る買取申込書には、日時が「2021年10月30日」、金額が「6,180,000円」と記載されていた。

(ロ) 本件調査において請求人が提出した■の防犯カメラの画像（以下「本件画像」という。）によると、■に二人で来店した買取申込みにおいては、一人が店員に対し本人確認書類を提示して買取申込書に記入し、もう一人（以下、買取申込書を記入した者などに同行して■に来店した者を総称して「同行者」という。）が店員と時計や現金をやり取りしており、その場合の■での滞在時間は3分から6分程度までである。

本件画像のうち、令和3年11月23日15時8分から始まる画像は、別表3の順号67の者が行った別表2-5の順号12の取引の際の画像であり、同月25日11時30分から始まる画像は、別表3の順号10の者が行った別表2-5の順号13の取引の際の画像であり、同月26日11時47分から始まる画像は、別表3の順号16の者が行った別表2-5の順号14の取引の際の画像である。

(ハ) 別表3の順号1、2、4、7、11、15、17、19、20、21、23、24及び31の者は、後記(リ)のAのとおり、本件署名等を行うアルバイトに応募したと申述しているが、そのうち別表3の順号7、11、15、17、21、23、24及び31の者は、本件調査時においても、「■」と称するソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、単に「■」という。）上で当該アルバイトを募集していたとされるアカウントと友人登録をしており、また、別表3の順号1、2、4、7、11、17、19、20、23、24及び31の者は、本件調査担当者に対し、本件署名等を行うアルバイトに応募したことがうかがえる■の履歴の写しを提出している。

- (ニ) 別表3の順号59から61までの者は、いずれも同人らに係る各買取申込書の署名欄の筆跡が自らのものとは異なるとして、当該各買取申込書に係る買取申込みへの関与を否定する旨の申述をしている。
- (ホ) 別表3の順号62から67までの者については、令和元年から令和3年までの間、高額な時計を購入できるほどの収入があることを裏付ける証拠は見当たらなかつた。
- (ヘ) 別表3の順号66の者は、時計の買取りを行う他の店舗において本件署名等と同様の行為を行うアルバイトに応募し、令和3年3月から同年8月までの間に合計6回、9点、総額26,300,000円の時計の買取りに関する書類に署名している。
- (ト) 別表3の順号67の者は、上記(ヘ)の画像によると、令和3年11月23日、同行者と二人で [REDACTED] に来店し、店員に対し本人確認書類を提示するとともに、買取申込書に記入した。 [REDACTED] における滞在時間は、約3分である。店内において、時計及び現金の受渡しは、同行者が行った。
- (チ) 本件各仕入れの当時、 [REDACTED] に勤務していた同店の店長である [REDACTED] (以下「 [REDACTED] 」という。) 及び元店員の一人は、本件調査担当者に対し、要旨、以下のとおりそれぞれ申述した。

A [REDACTED] の申述

- (A) 時計の買取査定には平均して15分ほどかかる。保証書があるか無いか、時計のシリアル番号から偽品ではないか、過去に査定したものではないかを確認する。ブランド型番や傷の有無を確認し、買取金額が5万円以下であれば店長判断、それ以上であれば本件代表者に確認して買取金額を提示する。本件代表者は、店員が送信した写真を確認する。また、買い取った商品は本物かどうかの確認のため [REDACTED] に送付する。
- (B) 本人確認については、買取申込書と本人確認書類の氏名、買取申込者と本人確認書類の顔写真が一致しているか確認するよう本件代表者から指示されていた。
- (C) 二人で来店している画像については、二人のうち、時計を売却する者が日本語を話せないので、もう一人の者が通訳として同行していると思っていた。この同行者は何度か来店している者で、通常であれば売主に対して

行う説明は、この同行者に対して行った。時計がこの同行者のカバンから出てきたことについて理由は分からぬが、買取申込者がこの同行者を信頼していたからではないかと思う。私がこの同行者に時計の売却代金を渡したのは、時計を売却する者がこの同行者を信頼して時計を預けていたからだと思う。上記画像について、査定時間がほとんどないのは、事前に査定をしているからだと思う。

また、二人で来店する取引はほかにもあり、その場合も、上記と同じように、主に同行者と時計や現金の受渡しをしていた。

(D) 名義貸し取引が時計の買取業界で横行しているとは聞いたことがない。

B [REDACTED] (以下「元店員」という。) の申述

(A) 買取申込者が時計を持ち込んだ際は、買取申込書に氏名、住所、電話番号等と下部の署名欄に記載させ、本人確認書類の写しを取る。買取申込書の商品欄と金額欄は店員が記載する。

(B) [REDACTED] が査定をするときは、商品の写真を撮り、グループチャットに送信して買取金額が決まる。商品の査定については、売れ筋の商品であれば15分、そうでないものは20分から30分かかる。

(C) 同行者が買取申込者1名若しくは2名に同行して来店することもあった。同行者の名前は分からぬが、頻繁に来ており、[REDACTED] と親しい様子であった。店が時計を買い取る場合、買取申込者が本人確認書類を提示して買取申込書に記載し、同行者が店員と時計や現金の受渡しをしていた。

(D) 本件画像において、[REDACTED] が時計を査定している様子がないのは、同行者との取引の際は、事前に [REDACTED] に時計の型番等の連絡が入り、[REDACTED] が事前に相場を調べていたためである。

(リ) 本件各買取申込者は、本件調査担当者に対し、大要、以下のとおりそれぞれ申述した。

A 別表3の順号1から36までの者

[REDACTED] に本件署名等を行うアルバイトの募集があり、そのアルバイトに応募し、本件署名等を行った。

B 別表3の順号37から58までの者

知人や友人に頼まれて又は同人らの代わりに本件署名等を行った。

C 別表3の順号59から61までの者

- (A) 自分の収入では買取申込書に記載されている時計を購入することはできず、当該時計を売却した事実はなく、売却代金も受け取っていない。
- (B) (別表3の順号59及び60の者) 名義を貸すアルバイトは悪いことである。

D 別表3の順号62の者

令和3年当時、[REDACTED]に居住していたところ、[REDACTED]に行ったことはない。高額な時計を売買した事実はなく、買取申込書に記載されている取引は、自分が行ったものではない。

E 別表3の順号63の者

ロレックスなどの時計を売買した事実はない。名義を貸すアルバイトには参加していない。

F 別表3の順号64の者

[REDACTED]の店で時計を売った事実はない。

G 別表3の順号65の者

自身の時計を売ったのではなく、売却代金も受け取っていない。(他者に対して名義を貸したのかという本件調査担当者の質問に対し、)今はもう悪いことはしていない。

H 別表3の順号1から11まで、13から16まで、19、22、24、27から30まで、37から39まで、41、42、44、46から50まで、52及び53の者

[REDACTED]の店内にいたのは数分から15分程度であった。

I 別表3の順号1から9まで、11、12、14、21、23、24、27、37、39、46、48及び51の者

[REDACTED]にいた間に、持ち込んだ時計を店員が十分に査定している様子はなかった。

J 別表3の順号1から7まで、10から15まで、27、39、40、46及び48の者

同行者は、店員と親しそうに会話していた。

K 別表3の順号1から14まで、16、19、21、23から25まで、29、36、39から41まで、45、48、50、51及び53の者

買取申込書に記載されている売却代金を受け取っていない。

L 別表3の順号12、21、23、29、31及び37の者

買取申込書に氏名等を記入することについて、自分の名義が悪いことに使われるのではないか、又はアルバイトが悪いことではないかと怖くなつた。

ハ 別表3の順号1から65までの者の申述の信用性について

(イ) 別表3の順号1から58までの者の申述について

A [REDACTED]による裏付け

[REDACTED]でのアルバイトに応募した旨の申述（上記ロの(リ)のA）については、同(ハ)のとおり、本件署名等を行うアルバイトの募集をしていたとされるアカウントと[REDACTED]上で友人登録をしていることや、本件署名等を行うアルバイトに応募したことがうかがえる[REDACTED]の履歴があることと整合している。

B 本件画像による裏付け

[REDACTED]でのアルバイトに応募し、又は知人や友人に頼まれて若しくは同人らの代わりに、本件署名等を行った旨の申述（上記ロの(リ)のA及びB）、店内にいたのは数分から15分程度であった旨の申述（同H）、売却代金を受け取っていない旨の申述（同K）、及び店員が時計を十分に査定している様子はなかった旨の申述（同I）は、上記ロの(ロ)の本件画像において、[REDACTED]に二人で来店した買取申込みでは、一人が店員に対し本人確認書類を提示して買取申込書に記入し、同行者が店員と時計や現金をやり取りしており、滞在時間が3分から6分程度までであることと整合している。特に、別表3の順号10及び16の者の取引については、同(ロ)のとおり、取引の際の画像も存在している。

C [REDACTED]及び元店員の申述との整合性並びに申述内容の共通性

売却代金を受け取っていない旨の申述（上記ロの(リ)のK）については、同行者が店員と時計や現金の受渡しをしていた旨の[REDACTED]及び元店員の申述（同(チ)のAの(C)及び同Bの(C)）と整合している。また、同行者が店員と親しそうに会話していた旨の申述（同(リ)のJ）については、同行者が何度か来店していた旨の[REDACTED]の申述（同(チ)のAの(C)）、及び同行者が頻繁に来店しており、[REDACTED]と親しい様子であった旨の元店員の申述（同Bの(C)）と整合している。

さらに、同(リ)のA、B、HからKの申述については、多数の者が同様の申述を

しているところ、これらの者全員が意を通じて又は偶然に、同様の虚偽の申述をしているとは考え難い。

D 不利な申述について

上記口の(リ)のA及びBの申述は、第三者が時計を売却する際に、本件署名等を行ったという内容であるところ、当該行為は、例えば、在留カードについては、行使の目的で、自己名義の在留カードを提供することに該当し得る行為であって、出入国管理法第73条の6第1項第3号に規定する罰則の適用を受け、同法第24条第3号の5口に規定する退去強制の事由にも該当するおそれがあることから、通常の注意を払っていれば不正な行為と認識できるものである。現に、上記口の(リ)のLのとおり、別表3の順号12、21、23、29、31及び37の者は、買取申込書に氏名等を記入することについて、自分の名義が悪いことに使われるのではないか、又はアルバイトが悪いことではないかと怖くなつた旨申述し、本件署名等により不正な行為に関与しているのではないかと危惧しており、同Cのとおり、別表3の順号59及び60の者は、名義を貸すアルバイトは悪いことであるとして、名義を貸すアルバイトをしたことを否定し、また、同Gのとおり、別表3の順号65の者も、名義貸しを悪いことであると認識している。そうすると、上記口の(リ)のA及びBの申述は、かかる不正な行為をしたこと自認するという自身に不利な申述といえ、自己に不利な虚偽の申述をする動機はない。

E 小括

以上からすれば、別表3の順号1から58までの者の申述は信用できる。

(ロ) 別表3の順号59から61までの者の申述について

別表3の順号59から61までの者は、上記口の(ニ)及び(リ)のCの(A)のとおり、これらの者に係る各買取申込書の署名欄の筆跡が自らのものとは異なるとして、当該各買取申込書に係る買取申込みへの関与を否定する旨の申述をしているところ、これらの者は、本件署名等が不正な行為であることを認識しているがゆえに殊更に虚偽の申述をしている可能性もあり、これらの者が実際に当該各買取申込みに関与していたのかどうかについては定かではない。しかしながら、これらの者の申述する収入からすれば（なお、これらの者が自らの収入について、殊更に虚偽の申述をする可能性は低いと考えられる。）、これらの者が高

額な時計を所有していたとは考え難い。したがって、これらの者の、同人らに係る各買取申込書に記載のあるような時計を購入することはできず、当該時計を売却した事実はなく、売買代金も受け取っていない旨の申述は信用できる。

(ハ) 別表3の順号62から65までの者の申述について

別表3の順号62から65までの者は、上記ロの(リ)のDからGまでのとおり、時計を売却したことはない旨申述しているところ、同(ホ)のとおり、これらの者には高額な時計を購入できるほどの収入があることを裏付ける証拠は見当たらないことからすると、高額な時計を所有していたとは考え難く、これらの者の申述は信用できる。

二 検討

上記イのとおり、事業者において保存すべきとされている帳簿等については、真実の仕入先の氏名又は名称が記載されていることが求められる。

そこで、請求人に対して時計を売却したのは本件各買取申込者が否かについて、以下検討する。

(イ) 別表3の順号1から65までの者について

別表3の順号1から65までの者については、上記ロの(リ)のとおり申述しているところ、当該申述については、上記ハのとおり信用できる。そうすると、これらの者は、第三者のために、自身が時計を売却したかのように装って、本人確認書類を店員に提示し、買取申込書に個人情報を記入して署名をするといわゆる名義貸しをしたか、又は少なくとも自身が時計を売却したものではないといえる。したがって、████████において、請求人に対し時計を売却したのは、別表3の順号1から65までの者ではないと認められる。

(ロ) 別表3の順号66の者について

別表3の順号66の者は、令和3年3月2日から同年5月13日までの間に、████████において合計9回、30点、総額70,020,000円の時計の買取申込書に署名している。また、この者は、上記ロの(ハ)のとおり、他の店舗において、同年3月から8月までの間に、本件署名等と同様のアルバイトに応募し、合計6回、9点、総額26,300,000円の時計の買取りに関する書類に署名している。████████での取引に係る署名は、他の店舗における署名がされた時期と同時期に行われているところ、個人が高額な時計を同時期に多数売却することは相当不自然である

る。さらに、同(ホ)のとおり、別表3の順号66の者には、令和元年から令和3年までの間、高額な時計を購入できるほどの収入があることを裏付ける証拠は見当たらなかったことも考慮すると、別表3の順号66の者が、自身の時計を売却したとは考え難く、自身が時計を売却したかのように装って、本人確認書類を店員に提示し、買取申込書に個人情報を記入して署名をしていたと推認される。したがって、別表3の順号66の者は、いわゆる名義貸しをしていたにすぎず、[REDACTED]において、請求人に対し時計を売却していないと認められる。

(ハ) 別表3の順号67の者について

別表3の順号67の者は、上記ロの(ロ)及び(ト)のとおり、別表2－5の順号12の取引の際、[REDACTED]に来店しているところ、当該取引においては、同行者と二人で来店し、滞在時間が約3分と短く、同行者が時計及び現金の受渡しを行っている。また、別表3の順号67の者には、同(ホ)のとおり、令和元年から令和3年までの間、高額な時計を購入できるほどの収入があることを裏付ける証拠は見当たらなかったことも考慮すると、別表3の順号67の者が、上記取引並びに別表2－4の順号29及び31の取引について、自身の時計を売却したとは考え難く、自身が時計を売却したかのように買取申込書に自身の個人情報を記入し署名していたと推認される。したがって、別表3の順号67の者は、いわゆる名義貸しをしていたにすぎず、[REDACTED]において、請求人に対し時計を売却していないと認められる。

(ニ) 小括

以上のとおり、請求人に時計を売却したのは本件各買取申込者ではなく、本件各買取申込書に記載された氏名は、いずれも真実の仕入先の氏名ではないと認められることから、本件各買取申込書に基づいて作成された本件帳簿に記載された仕入先の氏名も、真実の仕入先の氏名ではないと認められる。

したがって、本件帳簿等は、消費税法第30条第7項に規定する帳簿等に該当せず、本件各仕入れは、請求人が消費税法第30条第7項に規定する帳簿等を保存しない場合に該当する。

ホ 請求人の主張について

(イ) 請求人は、上記3の(2)の「請求人」欄のイのとおり、本件各買取申込者は、自らの所得税等の課税を免れるために自分は売却していない旨申述しているこ

となどの理由により、本件各買取申込者の申述は信用できない旨主張する。

しかしながら、上記ハのとおり、本件各買取申込者の申述は信用できることから、請求人の主張は採用できない。

(d) 請求人は、上記3の(2)の「請求人」欄のロのとおり、民法第192条の規定により、本件各買取申込者が課税仕入れの相手方となる旨主張する。

しかしながら、仮に、民法に規定する即時取得により、請求人が当該時計の所有権を取得したとしても、それにより本件各買取申込者が当該時計の所有権を有していたことになるわけではないし、本件帳簿等に真実の仕入先が記載されていたことになるわけではない。

したがって、請求人の主張は採用できない。

(e) 請求人は、上記3の(2)の「請求人」欄のハのとおり、■の店員は、時計の買取りに当たり、持ち込まれた時計は本件各買取申込者が所有するものであることを口頭で確認し、その後買取申込書に署名させ、本人確認書類である旅券等の写しを提出させて、本件買取申込者が真の権利者であるかの確認を行っていた旨主張する。

しかしながら、仮に、請求人が主張するとおりの確認がされていたとしても、上記ニで説示したとおり、本件各仕入れについて、請求人に時計を売却したのは本件各買取申込者ではないことは明らかである。

したがって、請求人の主張は採用できない。

(e) 請求人は、上記3の(2)の「請求人」欄のニのとおり、本件各仕入れにおいて、原処分庁が本件各仕入れに係る商品の真の所有者の氏名等を証明できないのであるから、本件各買取申込者以外の課税仕入れの相手方はおらず、本件各買取申込書に記載された者が当該各商品の所有者であると断定できる旨主張する。

しかしながら、上記イのとおり、消費税法第30条第7項に規定する帳簿等に記載されるべき事項は真実の記載であることが当然に要求されているところ、上記ニで説示したとおり、本件帳簿等に真実の記載がされているとは認められず、本件帳簿等は、同項に規定する帳簿等に該当しないのであるから、真実の仕入先の氏名等が特定されていないことは、上記判断を左右しない。

したがって、請求人の主張は採用できない。

(3) 本件各更正処分の適法性について

上記(1)のとおり、本件各譲渡は、消費税法第8条第1項に規定する免税譲渡に該当しないから、本件各譲渡について同項の規定は適用されない。

また、上記(2)のとおり、本件各仕入れは、消費税法第30条第7項に規定する帳簿等を保存しない場合に該当することから、本件各仕入れについて、仕入税額控除を適用することはできない。

これらに基づき計算した令和3年12月課税期間を除く本件各課税期間の納付すべき消費税等の額は、当審判所においても、令和3年12月課税期間の消費税等の更正処分を除く本件各更正処分の額と同額であると認められる。

また、令和3年12月課税期間の消費税等の更正処分については、上記(2)のロの(イ)のとおり、別表2-5の順号6の取引は、計上日付が「令和3年10月30日」、消費税込みの仕入金額が「6,180,000円」が正当な日付及び金額と認められるから、これらに基づき、当審判所において請求人の当該課税期間の納付すべき消費税等の額を計算すると、別表4の「審判所認定額」欄のとおりとなり、請求人の還付金の額に相当する税額は当該課税期間の更正処分における税額を下回る。

さらに、本件各更正処分のその他の部分については、請求人は争わず、当審判所に提出された証拠書類等によっても、これを不相当とする理由は認められない。

したがって、本件各更正処分はいずれも適法である。

(4) 本件各賦課決定処分の適法性について

上記(3)のとおり、本件各更正処分はいずれも適法であり、本件各更正処分により納付すべき税額の計算の基礎となった事実が本件各更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて、国税通則法第65条（令和4年法律第4号及び令和5年法律第3号による改正前のもの。）《過少申告加算税》第4項第1号に規定する正当な理由があるとは認められない。そして、本件各課税期間の消費税等に係る過少申告加算税の額は、当審判所においても、本件各賦課決定処分における額といずれも同額であると認められる。

したがって、本件各賦課決定処分はいずれも適法である。

(5) 結論

よって、審査請求は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり裁決する。

別表 1

審査請求に至る経緯

(単位:円)

課税期間	区分 項目	確定申告	更正処分等	再調査の請求	再調査決定
令和2年12月課税期間	年 月 日	令和3年2月5日	令和5年2月27日	令和5年5月16日	令和5年8月24日
	課税標準額				
	控除対象仕入税額				
	納付すべき消費税額			全部の取消し	棄却
	納付すべき地方消費税額				
	過少申告加算税の額				
令和3年3月課税期間	年 月 日	令和3年5月10日	令和5年2月27日	令和5年5月16日	令和5年8月24日
	課税標準額				
	控除対象仕入税額				
	納付すべき消費税額			全部の取消し	棄却
	納付すべき地方消費税額				
	過少申告加算税の額				
令和3年6月課税期間	年 月 日	令和3年8月25日	令和5年2月27日	令和5年5月16日	令和5年8月24日
	課税標準額				
	控除対象仕入税額				
	納付すべき消費税額			全部の取消し	棄却
	納付すべき地方消費税額				
	過少申告加算税の額				
令和3年9月課税期間	年 月 日	令和3年11月1日	令和5年2月27日	令和5年5月16日	令和5年8月24日
	課税標準額				
	控除対象仕入税額				
	納付すべき消費税額			一部の取消し	棄却
	納付すべき地方消費税額				
	過少申告加算税の額				
令和3年12月課税期間	年 月 日	令和4年2月28日	令和5年2月27日	令和5年5月16日	令和5年8月24日
	課税標準額				
	控除対象仕入税額				
	納付すべき消費税額			一部の取消し	棄却
	納付すべき地方消費税額				
	過少申告加算税の額				

(注)

別表 2-1

本件各仕入れの内訳（令和2年12月課税期間）

順号	計上日付	仕入先氏名	商品点数	仕入金額
1	令和2年10月6日		3点	16,130,000円
2	令和2年10月15日		1点	2,780,000円
3	令和2年10月15日		2点	4,800,000円
4	令和2年10月30日		2点	5,200,000円
5	令和2年10月31日		1点	4,650,000円
6	令和2年11月2日		4点	11,250,000円
7	令和2年11月6日		4点	11,570,000円
8	令和2年11月19日		4点	11,140,000円
9	令和2年12月4日		7点	18,060,000円
10	令和2年12月12日		1点	3,060,000円
11	令和2年12月13日		4点	10,850,000円
12	令和2年12月25日		1点	4,600,000円
13	令和2年12月26日		1点	4,000,000円
合計			35点	108,090,000円

- (注) 1 同一の計上日付における同一の仕入先氏名の取引については、取引された商品の数量を合計し「商品点数」欄に、仕入金額を合計し「仕入金額」欄に記載している。
 2 「仕入金額」欄の各金額は、消費税等の額を含む。

別表2-2

本件各仕入れの内訳（令和3年3月課税期間）

順号	計上日付	仕入先氏名	商品点数	仕入金額
1	令和3年1月9日		1点	2,900,000円
2	令和3年1月12日		2点	5,910,000円
3	令和3年1月12日		2点	5,450,000円
4	令和3年1月15日		2点	4,600,000円
5	令和3年1月17日		2点	3,860,000円
6	令和3年1月17日		2点	5,700,000円
7	令和3年1月18日		1点	2,940,000円
8	令和3年1月19日		2点	5,580,000円
9	令和3年1月24日		2点	3,830,000円
10	令和3年1月25日		1点	3,150,000円
11	令和3年1月25日		4点	10,900,000円
12	令和3年1月25日		4点	10,400,000円
13	令和3年1月28日		4点	11,580,000円
14	令和3年1月29日		4点	17,700,000円
15	令和3年1月29日		1点	1,910,000円
16	令和3年1月29日		1点	2,650,000円
17	令和3年1月30日		4点	8,160,000円
18	令和3年2月1日		1点	3,000,000円
19	令和3年2月4日		1点	3,000,000円
20	令和3年2月5日		1点	1,900,000円
21	令和3年2月7日		2点	8,300,000円
22	令和3年2月9日		1点	2,710,000円
23	令和3年2月13日		2点	10,100,000円
24	令和3年2月19日		2点	20,000,000円
25	令和3年2月21日		3点	14,810,000円
26	令和3年2月26日		3点	14,880,000円
27	令和3年3月1日		2点	6,630,000円
28	令和3年3月1日		3点	7,420,000円
29	令和3年3月2日		1点	2,150,000円
30	令和3年3月2日		3点	10,350,000円
31	令和3年3月5日		5点	16,110,000円
32	令和3年3月6日		2点	6,650,000円
33	令和3年3月7日		3点	7,970,000円
34	令和3年3月7日		1点	2,040,000円
35	令和3年3月8日		1点	3,600,000円
36	令和3年3月8日		1点	4,650,000円
37	令和3年3月9日		3点	9,760,000円
38	令和3年3月9日		2点	13,680,000円
39	令和3年3月12日		1点	3,060,000円
40	令和3年3月15日		2点	10,560,000円
41	令和3年3月19日		2点	6,580,000円
42	令和3年3月19日		2点	3,450,000円

(別表2-2の続き)

順号	計上日付	仕入先氏名	商品点数	仕入金額
43	令和3年3月19日		2点	5,050,000円
44	令和3年3月19日		1点	2,010,000円
45	令和3年3月22日		2点	6,690,000円
46	令和3年3月23日		1点	680,000円
47	令和3年3月23日		2点	4,080,000円
48	令和3年3月26日		2点	4,030,000円
49	令和3年3月28日		3点	5,970,000円
50	令和3年3月29日		1点	4,050,000円
51	令和3年3月30日		3点	6,080,000円
合計			106点	339,220,000円

(注) 1 同一の計上日付における同一の仕入先氏名の取引については、取引された商品の数量を合計し「商品点数」欄に、仕入金額を合計し「仕入金額」欄に記載している。

2 「仕入金額」欄の各金額は、消費税等の額を含む。

別表2-3

本件各仕入れの内訳（令和3年6月課税期間）

順号	計上日付	仕入先氏名	商品点数	仕入金額
1	令和3年4月1日		2点	21,150,000円
2	令和3年4月2日		1点	2,250,000円
3	令和3年4月2日		3点	7,830,000円
4	令和3年4月3日		1点	4,600,000円
5	令和3年4月5日		1点	2,220,000円
6	令和3年4月6日		1点	4,800,000円
7	令和3年4月9日		1点	2,260,000円
8	令和3年4月11日		3点	13,700,000円
9	令和3年4月11日		2点	4,470,000円
10	令和3年4月13日		1点	2,230,000円
11	令和3年4月15日		6点	11,230,000円
12	令和3年4月19日		3点	5,300,000円
13	令和3年4月22日		2点	9,280,000円
14	令和3年4月26日		3点	3,880,000円
15	令和3年4月26日		2点	3,280,000円
16	令和3年4月27日		4点	11,640,000円
17	令和3年4月30日		1点	4,350,000円
18	令和3年4月30日		1点	2,020,000円
19	令和3年4月30日		1点	5,000,000円
20	令和3年5月1日		2点	6,020,000円
21	令和3年5月2日		4点	7,960,000円
22	令和3年5月4日		4点	7,950,000円
23	令和3年5月4日		1点	2,030,000円
24	令和3年5月6日		3点	58,930,000円
25	令和3年5月6日		3点	9,030,000円
26	令和3年5月7日		4点	6,660,000円
27	令和3年5月7日		3点	5,340,000円
28	令和3年5月9日		2点	9,020,000円
29	令和3年5月10日		6点	10,420,000円
30	令和3年5月13日		4点	5,160,000円
31	令和3年5月14日		1点	3,560,000円
32	令和3年5月14日		5点	14,820,000円
33	令和3年5月16日		5点	10,130,000円
34	令和3年5月17日		4点	15,460,000円
35	令和3年5月17日		2点	3,910,000円
36	令和3年5月18日		1点	4,850,000円
37	令和3年5月22日		2点	4,650,000円
38	令和3年5月23日		1点	2,210,000円
39	令和3年5月24日		1点	4,600,000円
40	令和3年5月25日		3点	10,830,000円
41	令和3年5月27日		1点	5,460,000円
42	令和3年5月28日		1点	5,980,000円

(別表2-3の続き)

順号	計上日付	仕入先氏名	商品点数	仕入金額
43	令和3年5月30日		3点	5,340,000円
44	令和3年5月30日		2点	6,770,000円
45	令和3年5月31日		2点	10,750,000円
46	令和3年6月1日		2点	8,650,000円
47	令和3年6月3日		1点	7,030,000円
48	令和3年6月5日		3点	3,890,000円
49	令和3年6月8日		3点	13,140,000円
50	令和3年6月10日		1点	6,140,000円
51	令和3年6月10日		1点	4,510,000円
52	令和3年6月12日		2点	6,720,000円
53	令和3年6月12日		2点	5,960,000円
54	令和3年6月14日		3点	6,500,000円
55	令和3年6月14日		2点	7,180,000円
56	令和3年6月17日		2点	7,390,000円
57	令和3年6月18日		1点	6,250,000円
58	令和3年6月19日		5点	14,800,000円
59	令和3年6月19日		1点	5,070,000円
60	令和3年6月22日		3点	14,950,000円
61	令和3年6月22日		3点	6,840,000円
62	令和3年6月25日		2点	10,880,000円
63	令和3年6月26日		1点	4,750,000円
64	令和3年6月29日		1点	2,020,000円
65	令和3年6月29日		3点	10,920,000円
合計			151点	512,920,000円

(注) 1 同一の計上日付における同一の仕入先氏名の取引については、取引された商品の数量を合計し「商品点数」欄に、仕入金額を合計し「仕入金額」欄に記載している。

2 「仕入金額」欄の各金額は、消費税等の額を含む。

別表2-4

本件各仕入れの内訳（令和3年9月課税期間）

順号	計上日付	仕入先氏名	商品点数	仕入金額
1	令和3年7月10日		5点	15,950,000円
2	令和3年7月12日		4点	25,150,000円
3	令和3年7月16日		2点	6,980,000円
4	令和3年7月22日		1点	4,800,000円
5	令和3年7月31日		5点	13,840,000円
6	令和3年8月2日		3点	9,110,000円
7	令和3年8月2日		3点	8,960,000円
8	令和3年8月5日		1点	4,650,000円
9	令和3年8月8日		4点	15,420,000円
10	令和3年8月9日		1点	4,600,000円
11	令和3年8月16日		2点	10,780,000円
12	令和3年8月19日		1点	2,120,000円
13	令和3年8月22日		2点	2,490,000円
14	令和3年8月22日		2点	5,320,000円
15	令和3年8月23日		1点	4,550,000円
16	令和3年8月24日		1点	5,030,000円
17	令和3年8月27日		1点	1,380,000円
18	令和3年8月29日		3点	6,900,000円
19	令和3年8月29日		7点	20,170,000円
20	令和3年8月30日		2点	9,310,000円
21	令和3年8月31日		1点	5,100,000円
22	令和3年9月4日		1点	4,500,000円
23	令和3年9月7日		2点	7,110,000円
24	令和3年9月9日		1点	5,450,000円
25	令和3年9月11日		6点	7,740,000円
26	令和3年9月14日		2点	8,210,000円
27	令和3年9月17日		1点	5,020,000円
28	令和3年9月20日		1点	5,900,000円
29	令和3年9月26日		5点	17,120,000円
30	令和3年9月27日		1点	4,450,000円
31	令和3年9月28日		1点	12,100,000円
合計			73点	260,210,000円

(注) 1 同一の計上日付における同一の仕入先氏名の取引については、取引された商品の数量を合計し「商品点数」欄に、仕入金額を合計し「仕入金額」欄に記載している。

2 「仕入金額」欄の各金額は、消費税等の額を含む。

別表 2-5

本件各仕入れの内訳（令和3年12月課税期間）

順号	計上日付	仕入先氏名	商品点数	仕入金額
1	令和3年10月2日		4点	13,000,000円
2	令和3年10月15日		1点	5,150,000円
3	令和3年10月16日		1点	5,020,000円
4	令和3年10月21日		6点	15,100,000円
5	令和3年10月24日		2点	11,150,000円
6	令和3年10月28日		1点	5,200,000円
7	令和3年11月4日		1点	5,100,000円
8	令和3年11月6日		1点	6,120,000円
9	令和3年11月8日		1点	6,900,000円
10	令和3年11月11日		2点	7,740,000円
11	令和3年11月18日		1点	4,900,000円
12	令和3年11月23日		1点	15,300,000円
13	令和3年11月25日		1点	15,280,000円
14	令和3年11月26日		1点	17,040,000円
15	令和3年11月29日		3点	22,260,000円
16	令和3年12月24日		2点	6,180,000円
合計			29点	161,440,000円

(注) 1 同一の計上日付における同一の仕入先氏名の取引については、取引された商品の数量を合計し「商品点数」欄に、仕入金額を合計し「仕入金額」欄に記載している。

2 「仕入金額」欄の各金額は、消費税等の額を含む。

別表3

本件各課税期間における本件各買取申込者名義による取引の状況

順号	氏名	回数	商品点数	金額
1		8回	19点	71,630,000円
2		5回	9点	39,860,000円
3		2回	8点	21,980,000円
4		1回	2点	20,000,000円
5		1回	3点	10,830,000円
6		2回	2点	5,480,000円
7		3回	10点	26,020,000円
8		1回	7点	20,170,000円
9		1回	4点	17,700,000円
10		3回	4点	29,200,000円
11		2回	8点	20,120,000円
12		4回	7点	14,690,000円
13		2回	5点	13,990,000円
14		1回	2点	6,020,000円
15		5回	8点	34,590,000円
16		1回	1点	17,040,000円
17		2回	3点	13,660,000円
18		3回	3点	13,120,000円
19		1回	3点	10,350,000円
20		1回	2点	9,310,000円
21		1回	3点	8,960,000円
22		1回	6点	7,740,000円
23		1回	1点	7,030,000円
24		1回	1点	4,650,000円
25		1回	1点	4,450,000円
26		13回	18点	46,890,000円
27		5回	10点	23,890,000円
28		1回	5点	10,130,000円
29		1回	1点	4,750,000円
30		1回	2点	3,910,000円
31		1回	4点	13,000,000円
32		2回	6点	12,240,000円
33		1回	2点	5,320,000円
34		1回	2点	6,770,000円
35		1回	4点	11,140,000円
36		1回	4点	10,900,000円
37		1回	1点	4,600,000円
38		3回	10点	29,470,000円
39		2回	8点	22,820,000円
40		3回	6点	18,560,000円
41		2回	4点	17,990,000円
42		3回	7点	17,570,000円

(別表3の続き)

順号	氏名	回数	商品点数	金額
43		3回	6点	13,920,000円
44		2回	3点	10,250,000円
45		2回	3点	7,950,000円
46		1回	2点	7,110,000円
47		1回	3点	6,500,000円
48		1回	1点	5,070,000円
49		2回	2点	10,050,000円
50		2回	3点	7,520,000円
51		1回	2点	5,960,000円
52		4回	14点	44,190,000円
53		5回	13点	31,120,000円
54		24回	50点	267,960,000円
55		2回	2点	9,650,000円
56		3回	5点	20,300,000円
57		1回	2点	4,650,000円
58		2回	2点	4,260,000円
59		4回	8点	29,910,000円
60		1回	2点	5,050,000円
61		1回	1点	4,510,000円
62		2回	9点	38,990,000円
63		2回	4点	11,150,000円
64		1回	3点	9,110,000円
65		1回	1点	4,600,000円
66		9回	30点	70,020,000円
67		3回	7点	44,520,000円
合計		176回	394点	1,382,860,000円

(注) 「金額」欄の各金額は、消費税等の額を含む。

別表 4

審判所認定額

(単位:円)

課税期間 令和 3年 12月 課税期間	項目	区分	更正処分	審判所認定額
	課 税 標 準 額			
	控 除 対 象 仕 入 税 額			
	納 付 す べ き 消 費 税 額			
	納 付 す べ き 地 方 消 費 税 額			

(注)

別紙1

関 係 法 令 等

(争点1)

- 1 消費税法第8条（令和4年法律第4号による改正前のものをいう。以下同じ。）《輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税》第1項は、輸出物品販売場を経営する事業者が、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）第6条《定義》第1項第6号に規定する非居住者（以下「非居住者」という。）に対し、政令で規定する物品（以下「免税対象物品」という。）で輸出するため政令で規定する方法により購入されるものの譲渡（消費税法第6条《非課税》第1項の規定により消費税を課さないこととされるものを除く。）を行った場合（政令で規定する場合にあっては、当該物品の譲渡に係る同法第28条《課税標準》第1項に規定する対価の額の合計額が政令で規定する金額以上となるときに限る。）には、当該物品の譲渡については、消費税を免除する旨規定している（以下、消費税法第8条第1項の規定により消費税が免除される免税対象物品の譲渡を「免税譲渡」という。）。
- 2 消費税法第8条第2項は、同条第1項の規定は、同項の譲渡をした輸出物品販売場を経営する事業者が、当該物品が非居住者によって同項に規定する方法により購入されたことを証する書類又は電磁的記録を保存しない場合には、適用しない旨規定し、同条第2項ただし書において、既に同条第3項本文若しくは同条第5項本文の規定の適用があつた場合又は災害その他やむを得ない事情により当該書類若しくは電磁的記録を保存することができなかつたことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない旨規定している。
- 3 消費税法施行令第18条（令和4年政令第139号による改正前のもの。以下同じ。）《輸出物品販売場で譲渡する物品の範囲、手続等》第2項は、消費税法第8条第1項に規定する政令で規定する方法は、消費税法施行令第18条第2項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に規定する方法とする旨規定し、同項第1号は、非居住者が、輸出物品販売場において免税対象物品のうち消耗品以外のもの（以下「一般物品」という。）を購入する場合は、その購入の際、次に掲げる要件の全てを満たして当該一般物品の引渡しを受ける方法とする旨規定しており、その要件として、その所持する旅券等（旅券又は船舶観光上陸許可書、乗員上陸許可書、緊急上陸許可書若しくは遭難による上陸許可書をいい、以下、単に「旅券等」という。）を当該輸出物品販売場を経営する事業者に

提示し（同号イ）、かつ、当該旅券等に記載された情報を当該事業者に提供する（同号ロ）旨規定している。

4 消費税法施行令第18条第6項は、同条第2項第1号から第3号までの規定により同項第1号ロに規定する旅券等に記載された情報の提供を受けた輸出物品販売場を経営する事業者は、免税対象物品を購入する非居住者から提供を受けた同号ロに規定する旅券等に記載された情報及びその非居住者の免税対象物品の購入の事実を記録した電磁的記録（以下「購入記録情報」という。）を、あらかじめその納税地を所轄する税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機と事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下、当該電子情報処理組織を「免税販売管理システム」という。）を使用する方法として財務省令で規定する方法により、免税販売手続の際、遅滞なく国税庁長官に提供しなければならない旨規定している。

5 外為法第6条第1項柱書は、この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に規定するところによる旨規定し、同項第5号は、「居住者」とは、本邦（本州、北海道、四国、九州及び財務省令・経済産業省令で規定するその附属の島をいう。以下同じ。）内に住所又は居所を有する自然人及び本邦内に主たる事務所を有する法人をいう旨、同項第6号は、「非居住者」とは、居住者以外の自然人及び法人をいう旨規定している。また、同条第2項は、居住者又は非居住者の区別が明白でない場合については、財務大臣の規定するところによる旨規定している。

6 外国為替法令の解釈及び運用について（昭和55年11月29日付蔵国第4672号）は、6-1-5、6《居住性の判定基準》（以下「本件通達」という。）の1において、個人の居住性は、当該個人が本邦内に住所又は居所を有するか否かにより判定されるが、その判定が困難である場合もあるので、次に掲げるところにより、本邦内に住所又は居所を有するか否かを判定するものとする旨定め、同項の(2)のイは、外国人は、原則として、その住所又は居所を本邦内に有しないものと推定し、非居住者として取り扱うが、本邦内にある事務所に勤務する者及び本邦に入国後6月以上経過するに至った者については、その住所又は居所を本邦内に有するものと推定し、居住者として取り扱う旨定めている。また、同項の(3)において、家族の居住性として、居住者又は非居住者と同居し、かつ、その生計費が、専ら当該居住者又は非居住者に負担されている家族の居住性は、当該居住者又は非居住者の居住性に従うものとする旨定めている。

(争点 2)

- 7 消費税法第30条（平成28年法律第15号による改正前のもの。以下同じ。）《仕入れに係る消費税額の控除》第1項柱書及び同項第1号は、事業者が、国内において行う課税仕入れについては、当該課税仕入れを行った日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から、当該課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額（当該課税仕入れに係る支払対価の額に110分の7.8を乗じて算出した金額をいう。以下同じ。）を控除する旨規定している（以下、同項の規定により課税標準額に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除することを「仕入税額控除」という。）。
- 8 消費税法第30条第7項本文は、同条第1項の規定は、事業者が当該課税期間の仕入税額控除に係る帳簿及び請求書等（以下「帳簿等」という。）を保存しない場合には、当該保存がない課税仕入れの税額については、適用しない旨規定し、同条第7項ただし書において、災害その他やむを得ない事情により、当該保存をすることができなかつたことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない旨規定している。
- 9 消費税法第30条第8項柱書及び同項第1号は、同条第7項に規定する帳簿とは、次に掲げる事項が記載されているものをいう旨規定している。
- (1) 課税仕入れの相手方の氏名又は名称（同条第8項第1号イ）
 - (2) 課税仕入れを行った年月日（同号ロ）
 - (3) 課税仕入れに係る資産又は役務の内容（同号ハ）
 - (4) 同条第1項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額（同号ニ）
- 10 消費税法第30条第9項柱書は、同条第7項に規定する請求書等とは、次に掲げる書類をいう旨規定している。
- (1) 事業者に対し課税資産の譲渡等を行う他の事業者が、当該課税資産の譲渡等につき当該事業者に交付する請求書、納品書その他これらに類する書類で次に掲げる事項が記載されているもの（同条第9項第1号）。
 - イ 書類の作成者の氏名又は名称（同号イ）
 - ロ 課税資産の譲渡等を行った年月日（同号ロ）
 - ハ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（同号ハ）
 - ニ 課税資産の譲渡等の対価の額（同号ニ）
 - ホ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称（同号ホ）
 - (2) 事業者がその行った課税仕入れにつき作成する仕入明細書、仕入計算書その他こ

れらに類する書類で次に掲げる事項が記載されているもの（当該書類に記載されている事項につき、当該課税仕入れの相手方の確認を受けたものに限る。）（同項第2号）。

- イ 書類の作成者の氏名又は名称（同号イ）
- ロ 課税仕入れの相手方の氏名又は名称（同号ロ）
- ハ 課税仕入れを行った年月日（同号ハ）
- ニ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容（同号ニ）
- ホ 消費税法第30条第1項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額（同号ホ）

1 1 出入国管理及び難民認定法（令和5年法律第56号による改正前のもの。以下「出入国管理法」という。）第24条《退去強制》柱書及び同項第3号の5ロは、行使の目的で、自己名義の在留カードを提供した外国人については、同法第5章《退去強制の手続》に規定する手続により、本邦からの退去を強制することができる旨規定している。

1 2 出入国管理法第73条の6第1項柱書及び同項第3号は、行使の目的で、自己名義の在留カードを提供した者は、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する旨規定している。

別紙2

ガイドラインの内容について

全国免税店協会が発行したガイドラインは、免税制度に基づく免税対象者を判断するために作成されたものであるところ、ガイドラインには、要旨、次のように記載されている。

- 1 この免税制度は、外為法上の非居住者が対象となる（「II ガイドライン策定にあたって」「1. 基本的な考え方」）。
- 2 非居住者かどうかの判断基準として、外国人は原則として非居住者となり、外国政府又は国際機関の公務を帯びる者も非居住者となるとされ、外国人で居住者となる者は、①本邦内にある事務所に勤務する者、②本邦に入国後6か月以上経過するに至った者である（同）。
- 3 居住者又は非居住者と同居し、かつ、その生計費が専ら当該居住者又は非居住者に負担されている家族については、その居住者又は非居住者の居住性の判断に従うことになる（同注書）。
- 4 入国後6か月未満であり、かつ就労できる資格がなければ免税販売可（「III ガイドラインの内容」「2. 各々の判定について」「A. 来日外国人=在留資格による判定」）。
- 5 次の(1)及び(2)の両方を満たす場合は免税販売可（「添付①」「A. 来日外国人=在留資格による判定」「在留資格 家族滞在」「免税可否 条件」）。
 - (1) 入国後6か月未満であることが旅券の証印で確認できること。
 - (2) 資格外活動許可を受けていないこと（旅券に資格外活動許可がないか確認）。
- 6 家族滞在としての在留資格は、在留資格を持つ者の扶養を受ける家族が該当し、資格外活動許可を受けていない限り、日本国内にある事務所に勤務できる在留資格ではなく、原則として非居住者に該当する（「添付①」「A. 来日外国人=在留資格による判定」「在留資格 家族滞在」「免税可否 判断事由」）。
- 7 資格外活動許可を取得した場合にはパスポートに資格外活動許可のシールが貼られる（「確認方法」「A. 資格外活動許可を受けていないことの確認方法」）。